

令和 3 年度に向けた指定管理者の
選定方針について

令和3年度に向けた指定管理者の選定方針について

<選定の考え方>

本市の指定管理者制度については、「指定管理者制度に関する基本方針」（平成16年12月）並びに同方針を補完し、制度導入にかかる諸課題への対応の考え方を示した「指定管理者制度に関する直営施設への導入方針（平成18年12月）」（以下「導入方針」という。）に基づき、制度運用を行ってきた。

特に、導入方針では、「市民協働・地域振興」、「市民の安心感の確保など」の視点から、市民団体・地域団体や市が施策責任者として関与する外郭団体等を特定（非公募）として指定する施設と「民間事業者の多様な工夫等」を活用する公募すべき施設とする適用基準を「指定管理者選定ガイドライン」として設定している。

令和3年度からの指定管理者の選定にあたっては、導入方針における「指定管理者選定ガイドライン」等に基づき、これまでの管理実績等も考慮しながら、各部幹事会において、下記のとおり選定方針を決定した。

記

1 次の施設については、公募により、選定を行う。

(1) 高槻市立前島熱利用センター 【指定期間：5年】

(2) 高槻市立番田熱利用センター 【指定期間：5年】

(3) 駐車場及び自転車駐輪場10施設

※①駐車場＋同一敷地内の駐輪場と②その他駐輪場の2グループに分け、5施設毎の一括指定 【指定期間：5年】

① 高槻市営桃園町駐車場

高槻市立紺屋町自転車駐車場

高槻市営高槻駅南立体駐車場

高槻市立高槻駅北地下自転車駐車場

高槻市営高槻駅北地下駐車場

② 高槻市立高槻自転車駐車場

高槻市立高槻駅南自転車駐車場

高槻市立紺屋町第2自転車駐車場

高槻市立高槻駅北第2自転車駐車場

高槻市立摂津富田駅前自転車駐車場

(4) 高槻市立ひかり湯

【指定期間：5年】

＜理由＞

当該施設は、経費の節減や運営の効率化、市民サービスの向上を図るために民間の多様な工夫等を活用することが適当なため、引き続き指定管理者制度を適用し、公募により選定を行う。

2 次の施設については、特定（非公募）とし、選定を行う。

(1) 高槻島本夜間休日応急診療所

【指定期間：5年】

＜理由＞

当該施設は、公的セーフティネットの役割を担う施設として、市が必要な関与をすべき施設である。また、施設運営には、市医師会や大阪医科大学等との密接な連携・協力のもと、医療従事者、特に確保が難しい小児科医の安定した確保に努めていただく必要があることから、選定方法を特定（非公募）とし、（公財）大阪府三島救急医療センターを候補者とする。

(2) 高槻市立口腔保健センター

【指定期間：5年】

＜理由＞

当該施設は、公的セーフティネットの役割を担う施設として、市が必要な関与をすべき施設である。また、施設運営には高度な技術力と知識、経験が求められ、歯科医師の安定的な確保が必要不可欠であることから、選定方法を特定（非公募）とし、（一社）高槻市歯科医師会を候補者とする。

- (3) 高槻市立文化会館（市民会館・文化ホール）・
高槻市立総合市民交流センター・高槻市立生涯学習センター・
高槻城跡公園 芸術文化劇場 南館・高槻城跡公園（中央エリア・北エリア）
全5施設 【指定期間：5年】

当該施設は、文化振興ビジョンにおいて拠点文化施設として位置付けており、市の文化行政と密接に連携しながら、市民文化の振興を図っていく必要がある。また、芸術文化劇場南館の外構を高槻城跡公園中央エリアとして、市民会館敷地を同公園北エリアとして再整備しており、劇場と当該エリアを一体的に管理することにより効率的な管理運営等が図られる。

以上より、市の関与が施策目的達成に特に必要と判断される施設であり、当該施設を一体的に管理運営することが効率的かつ劇場と公園の相乗効果による利用促進が図られるため、選定方法を特定（非公募）とし、引き続き（公財）高槻市文化振興事業団を候補者とする。

